

学校法人沖縄国際大学 財務書類等閲覧規程

（目的）

第1条 この規程は、私立学校法第106条第3項及び107条第5項の規定により、財務書類等の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（閲覧請求権者）

第2条 閲覧を請求できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校法人沖縄国際大学（以下、「本学」という。）の設置する学校に在学する学生、その保証人及び卒業生
- (2) 本学と雇用契約にある者
- (3) 本学の設置する学校に入学する意思が明確に確認できる者及びその保証人
- (4) その他本学との間で利害関係が明確に確認できる者

（閲覧に供する書類）

第3条 前条に該当する者が閲覧できる財務書類等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 収支計算書（資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書）
- (3) 監査報告書
- (4) 会計監査報告書
- (5) 財産目録
- (6) 事業報告書

（閲覧時間）

第4条 閲覧時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

（休業日）

第5条 閲覧に供しない休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日（2月25日）
- (4) 慰霊の日（6月23日）
- (5) 年末、年始（12月29日から同月31日までの日並びに1月2日から同月3日までの日）
- (6) 本学が臨時に定める日

(臨時休業等)

第6条 書類の整理その他必要があるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある。

(閲覧申請書の提出)

第7条 閲覧しようとする者は、閲覧申請書(別紙様式)に必要な事項を記入し、閲覧を希望する7日前までに会計課に提出しなければならない。

(閲覧の許可)

第8条 理事長は、前条の閲覧申請書の内容を確認のうえ、閲覧を許可する。

(閲覧)

第9条 閲覧を許可された者は、財務書類等を本学が指定する日時・場所で、第2条各号のいずれかに該当するものであることを明確に示す本人確認書類を提示し、閲覧するものとする。

2 当該閲覧者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧を終了したときは、閲覧した財務書類等を直ちに返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第10条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 財務書類等を汚損し、若しくは毀損しないこと
- (2) 財務書類等を閲覧場所以外に持ち出さないこと
- (3) 閲覧場所に、カメラ、コピー機器、録音機器、危険物等を持ち込まないこと
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 財務書類等をコピー・撮影、録音及び書き写しをしないこと

(閲覧の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を取り消すことができる。

- (1) 所定の閲覧時間外や休業日に請求がなされた場合
- (2) 本学を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的である場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合
- (4) 本学が公開すべきでないと判断する正当な理由がある場合
- (5) 前条の規定に違反した場合
- (6) 係員の指示に従わない場合
- (7) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合
- (8) この規程に違反した場合

(事務)

第12条 財務書類等の閲覧に関する事務は、会計課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本学の財務書類等の閲覧に関して必要な事項については、理事長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年11月30日から施行する。

(経過措置)

この規程に基づき本学が閲覧に供する財務書類等は、平成16年度の会計決算時以降に作成するものに限るものとする。

2 改正、この規程は、平成27年10月28日から施行する。

3 改正、この規程は、令和8年4月1日から施行する。